

大阪労働局発表  
平成28年10月20日

**違法な長時間労働、賃金不払い残業等で書類送検**  
～ 過重労働撲滅特別対策班（「かとか」）による書類送検 ～

大阪労働局（局長 苧谷 秀信）過重労働撲滅特別対策班は、平成28年10月20日、株式会社コノミヤ及び同社執行役員業務本部長と同社専務取締役の2名を労働基準法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

記

## 1 事件の概要

株式会社コノミヤは、大阪府内に41店舗、京都府内に1店舗、愛知県内に19店舗、岐阜県内に25店舗のスーパーマーケットを経営する事業者であるが、その本社において、労働者に対して、平成26年9月21日から平成27年2月20日までの期間において、被疑会社が締結していると誤信していた労働基準法第36条に基づく労使協定の限度時間である月30時間を超えて時間外労働を行わせ、1か月合計最長105時間15分の時間外労働を行わせ、かつ、時間外労働に対する法定の割増賃金を支払わなかったもの。

(詳細は「4 犯罪事実の概要」参照)

## 2 被疑者

### (1) 株式会社コノミヤ

主たる事務所 大阪市鶴見区今津南1丁目5番32号

代表取締役 芋縄隆史(いもなわ たかし)

事業内容 「コノミヤ」、「ハローフーズ」等の名称でスーパーマーケットを展開し、関連会社も含めると大阪府、愛知県、岐阜県等において86店舗を運営。

### (2) 執行役員業務本部長(以下「被疑者A」という)

### (3) 専務取締役(以下「被疑者B」という)

## 3 違反条文

### (1) 株式会社コノミヤについて

労働基準法違反

同法第32条第1項

同法第32条第2項

同法第37条第1項

同法第119条第1号(罰則)

同法第121条(法人両罰)

### (2) 被疑者Aについて

労働基準法違反

同法第32条第1項

同法第32条第2項

同法第119条第1号(罰則)

(3) 被疑者Bについて

労働基準法違反

同法第37条第1項

同法第119条第1号(罰則)

4 犯罪事実の概要

(1) 本社について

被疑者株式会社コノミヤは、大阪府大阪市鶴見区今津南1丁目5番32号に本店を置いてスーパーマーケットを営む事業主、芋縄隆史は被疑会社の代表取締役であり、被疑会社の代表者であるが、以下(2)の犯罪について、具体的な防止措置を講じておらず、もって違反の防止に必要な措置をしていなかったものである。

(2) 各被疑者について

被疑者Aは、同社の本社執行役員業務本部長として、同社の労働時間全般を管理し、配下の労働者を指揮する使用者であるが、被疑者Aは、同会社のため、法定の除外事由がないのに、本社において、平成26年9月21日から平成27年2月20日までの間、被疑会社が締結していると誤信していた労働基準法第36条に基づく労使協定の限度時間である月30時間を超えて時間外労働を行わせ、

労働者Aに対し、1か月合計最大105時間15分

労働者イに対し、1か月合計最大100時間45分

労働者ウに対し、1か月合計最大64時間30分

労働者エに対し、1か月合計最大90時間

時間外労働を行わせた

被疑者Bは、同社の専務取締役として、同社の労務管理全般を管理し、配下の労働者を指揮する使用者であるが、被疑者Bは、同会社のため、法定の除外事由がないのに、本社において、平成26年9月21日から平成27年2月20日までの間、労働者4名に対して、法定の労働時間を延長して労働させながら、通常の労働時間の賃金の計算額の2割5分以上の率で計算した割増賃金を、労働者の指定する銀行口座に振り込まず、もってその所定支払日である平成26年10月31日、同年11月28日、同年12月30日、平成27年1月30日、同年2月27日に合計2,935,099円を支払わなかった

ものである。

## 5 その他

株式会社コノミヤは、関連会社を含めて近畿、東海地方に86店舗のスーパーマーケットを展開する事業場であるが、これまで各店舗において労働基準監督署より繰り返し是正指導を受けながら、根本的な改善が行われなかったため、今般大規模な送検を行ったものである。

## 6 過重労働撲滅に向けて

- (1) 厚生労働省では、平成26年9月には、厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減対策推進本部」を設置し、省をあげて長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策に取り組んできており、本年4月には、全国の労働局に「過重労働特別監督監理官」を新たに任命し、これらの対策のより一層の強化に取り組んでいるところである。
- (2) 大阪労働局においては、昨年4月1日、過重労働撲滅特別対策班を立ち上げ、過重労働等の撲滅に向け、著しい過重労働により労働基準法違反が認められるなど重大又は悪質な事案に対しては司法処分を含め厳正な対応を強化している。

本事件は、同班が昨年来、捜査を実施していたもので、今般、書類送検を行ったものである。

## 関係条文

### 労働基準法

(労働時間)

第三十二条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

(時間外、休日及び深夜の割増賃金)

第三十七条 使用者が、第三十三条又は前条第一項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について六十時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

(罰則)

第百十九条 次の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二条第四項、**第三十二条**、第三十四条、第三十五条、第三十六条第一項ただし書、**第三十七条**、第三十九条、第六十一条、第六十二条、第六十四条の三から第六十七条まで、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条、第九十四条第二項、第九十六条又は第百四条第二項の規定に違反した者

(両罰規定)

第二百十一条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。